# 予断許さぬマタハラ問題、職場の意識向上を!

2014年11月度の相談状況

# 1. 労働相談の概況

#### 1) 相談者数・件数について

「資料 1. 2014 年 11 月、相談者数(雇用形態、男女別、業種別)より」 「資料 3. 2014 年 11 月、相談件数(雇用形態別・相談項目別)より」

今年 11 月の相談者数は 56 人で先月 (76 人) より減少し、前年同月 (56 人) と同数となっています。

相談項目数については、89 件、一人あたり 1.59 件となっており、前年同月 (100 件)より減少しています。

### 2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料 1. 2014 年 11 月、相談者数(雇用形態、男女別、業種別)より」

男性 29 人 (51.8%)、女性 27 人 (48.2%) と男性が若干上回っており、雇用形態別では、社員 25 人 (44.6%)、社員以外 30 人 (53.6%)、不明 1 人 (1.8%) となっています。

社員以外では、パートが 15 人 (26.8%)、契約社員 9 人 (16.0%)、臨時 6 人 (10.7%) です。

今回の相談者は非正規労働者数が正規労働者数を上回っており、男性労働者の相談数が女性労働者を若干上回っております。

#### 3) 業種別相談者数、相談件数について

「資料 2. 2014 年 11 月、相談者数 (業種別・相談項目別) より」 「資料 3. 2014 年 11 月、相談件数 (雇用形態別・相談項目別) より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「医療・福祉・医薬品業」13 人(23.2%)、「小売業・飲食店」13 人(23.2%)、「その他サービス業」8 人(14.3%)「陸運・倉庫業」6 人(10.7%)と続き、医療・福祉関係の労働者からの相談が増えています。

#### 4) 相談項目(内容)について

「資料 3. 2014 年 11 月、相談件数(雇用形態別、相談項目別)より」

主相談項目別相談件数では、「賃金関係」25件、「労働時間関係」20件、「労

働契約関係 | 15件、「保険・税等」7件、と続いています。

前回に続いて「賃金関係」のなかで時間外手当の未払いが特段に多いのが特徴です。

#### 5) 違法率

「資料 4. 2014 年 11 月、違法件数(雇用形態別・相談項目別)より」

相談項目数件中、違法件数 46 件、違反率は 51.7%で、前月より減少しておりますが、相変わらず、時間外手当の未払い、雇用契約を遵守しないなど違法を知りながらの悪質な違反が目立ちます。

「賃金関係」21 件、「労働時間関係」8 件、「労働契約関係」7 件と続いています。

## 2. 11 月の雇用情勢

11 月の時点では、解雇、雇止めなどの雇用問題は減少傾向にはありますが、 賃金の未払い、年次有給休暇がとれないなどの労働基準法等の労働法違反が増 えています。

残業代の未払いが特段に多く、本来支払われるべき賃金を支払わないで長時間労働を強いることは、企業の犯罪行為です。

残業代の算出方法を間違えることもありますが、なかには意識的に法律を無視して算出している悪質なケースもあります。

例えば残業手当は、家族手当、住宅手当、通勤手当は計算基礎から除外されますが、皆勤手当、無事故手当、調整給などの手当は計算基礎にいれなければならないところ、基本給のみの計算基礎で行なってしまうなどです。

なお、家族手当、住宅手当については、一律に定額で支給する場合は、計算 基礎に含みます。

年次有給休暇(年休)を取らせてもらえないという相談も相変わらず多く、 とりわけパート労働者には、年休の権利がないと信じている人も多く、企業の ほうも年休を与えなければならないと知っていても、年休を与えないでいる実 態が多い。

このように、労働者自身の無知もありますが、多くは企業の露骨な法違反のなかで「残業代がもらえない」「毎日、残業が多くて、心も体も限界」「年休がとれない」など労働基準法に違反する多くの相談がまいこみます。

パワハラの相談も相変わらず多く、上司からの嫌がらせもありますが、同僚からのイジメの相談が多いというのも特徴です。上司にこのことを相談しても、解決をしてくれないという問題もあり、会社の管理責任が問われています。

妊娠、出産を理由として解雇、降格を迫られたり、職場で精神的、肉体的な嫌がらせをされたりするマタハラ問題の相談が増えつつあります。いままでも

マタハラ問題は潜在的にありましたが、当事者が泣き寝入りする傾向もありましたが、男女雇用機会均等法の周知活動の努力などもあります。

それでも、職場ではマタハラ問題が多いのが実態であり、子どもを授かった 女性への気遣いができるように職場の意識向上も大事です。

労働者の権利についての基礎知識を知る必要がありますが、全体には認識が 足りません。会社に対する不安、不満、問題が発生したときに一人では解決は 難しいことから、あきらめないで、自分のみで判断するのではなく、必ず当労 働相談センターに相談しましょう。

以上

## 【項目別参考資料】

資料 1 2014 年 11 月 相談者数(雇用形態·男女別·業種別)

資料 2 2014 年 11 月 相談者数 (業種別、相談項目別)

資料3 2014年11月 相談件数(雇用形態別、相談項目別)

資料 4 2014 年 11 月 違法件数 (雇用形態別·相談項目別)